

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26号第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年4月30日

男鹿市長 渡部幸男

記

1.協議の場を設けた区域の範囲

脇本地区(飯ノ町・脇本・打ヶ崎・田谷沢・岩倉・大倉・飯ノ森・浦田・樽沢・百川・片倉開拓)

2.協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年4月30日

3.当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数 :36

〔	法人	経営体	〕
	個人	36 経営体	
	集落営農(任意組織)	組織	

4.3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている / 担い手はあるが十分ではない / 担い手がない

5.農地中央管理機構の活用方針

地域の農地所有者・農業をリタイア・経営転換する人・担い手の分散錯圖を解消するため  
利用権を交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸付けるように努める。

6. 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化・複合化・6次産業化・高付加価値化・新規就農の促進に取り組む。